図書館概況

令和4年度

小田原市図書館

目 次

1	あ	K	⊅	み		1
2	機			構		5
3	施			設		6
4	運	営	方	針		8
5	業	務	内	容		1 0
6	蔵			書		1 2
7	利	用	統	計		1 6
8	経			費		2 0
9	図書	書館∅	り利月	月(第	ই内)	2 2
10	特	別	集	書		2 4
11	図青	書館	出版	返物		2 5
12	市	史系	扁 さ	λ		2 6
13	図青	書館	協議	会会		2 7
14	小臣	田原	文学	全館		2 8
15	条值	列 •	規則	事		3 0
16	図書	書館園	 昼係治	去令等	<u> </u>	3 9

1 あ ゆ み

- 大. 5. 5 御大典記念、足柄下郡立図書館設立(蔵書 3,929 冊)
 - 12. 9 足柄下郡立図書館、関東大震災のため倒壊
- 昭. 8. 4 小田原町図書館開館(有料制、城址水の公園内)
 - 8. 7 夏期夜間開館開始
 - 12. 5 蔵書冊数1万冊を超える
 - 12.11 図書の館外貸出実施
 - 13. 11 図書の団体貸出実施
 - 15. 12 市制施行により小田原市図書館と改称
 - 18. 10 「開館10周年記念古典講座万葉集講義」開催
 - 21. 1 小田原児童文化研究会結成(館内に事務局設置)
 - 21. 1 小田原俳句研究会結成(館内に事務局設置)
 - 21. 4 図書館規則が改正され、毎週月曜日が定期休館日となる
 - 24. 4 視聴覚資料(紙芝居・幻燈)収集利用開始
 - 26. 4 無料閲覧制実施
 - 26. 8 こども緑陰図書館開始
 - 29. 1 第1期·第1回図書館協議会開催
 - 29. 6 旧新名女子高校跡に移転 視聴覚資料室・小劇場・児童室・公開書架室を新設
 - 29. 6 日本十進分類法(新訂6版)・日本目録規則(1952年版)採用
 - 29. 12 桜井・豊川・国府津・酒匂・下曽我分館設置
 - 31. 1 小田原市図書館貸出文庫巡回開始
 - 32. 4 上府中分館・片浦分館設置
 - 33. 5 星崎定五郎氏から5万ドル(1,800万円)の寄付申出
 - 33. 7 星崎記念館(小田原市図書館・児童文化センター)建設事務局発足
 - 34. 11 星崎記念館竣工・開館式(鉄筋コンクリート3階建 延1,607 ㎡)
 - 34. 11 小田原市立図書館と改称し、星崎記念館に移転 小田原市立児童文化館開館
 - 35. 2 第1期・第1回児童文化専門委員会議開催
 - 35. 4 曽我分館設置
 - 36. 3 「読書ノート・コンクール作品集」第1集を発刊
 - 36. 4 下府中分館設置
 - 37. 4 視聴覚資料の館外個人貸出開始
 - 46. 4 資料館新設(鉄筋コンクリート3階建 延 770 m²)
 - 46. 4 橘分館設置(橘町と合併)
 - 47. 4 古文書調査員制度発足
 - 53. 4 国府津分館廃止(国府津公民館(現:国府津学習館)図書室開設)
 - 53. 12 湘南6市図書館の雑誌相互保存に関する協定書発効
 - 54. 5 小田原市立図書館報「LIB.」第1号を発刊

- 55. 5 蔵書冊数10万冊を超える
- 55. 10 小田原市図書館貸出文庫巡回開始
- 55. 10 児童文化館を合併し、児童文化係を新設
- 55. 11 第1回読書感想画コンクール開催
- 55. 12 よみきかせ会開始
- 56. 7 小田原市立図書館 50 周年史編さん委員会発足
- 56. 9 手づくり絵本講習会開催
- 57. 3 古文書調査員制度、市史編さん事業に引き継ぐ形で休止
- 58. 10 小田原市立図書館創立 50 周年記念行事開催
- 58. 11 「小田原図書館五十年史」を発刊
- 61. 4 桜井分館廃止(尊徳記念館図書室開設のため)
- 62. 4 CDリスニングルーム設置
- 63. 3 「報徳集書解説目録」を発刊
- 平.元.6 小田原市立図書館整備検討委員会設置
 - 2. 2 「御家中先祖並親類書」第1巻を発刊
 - 2. 8 小田原市立図書館整備検討委員会報告書を受領
 - 2. 9 小田原市立図書館建設準備委員会設置
 - 2. 12 「一枚の古い写真」を発刊
 - 3. 3 「御家中先祖並親類書」第2巻を発刊
 - 3. 7 (仮称) 小田原市立図書館東館用地の地上権設定契約締結
 - 3. 10 (仮称) 小田原市立図書館東館の設計着手
 - 4. 2 小田原市立図書館叢書4「随筆北原白秋」(藪田義雄 著)を発刊
 - 4. 9 (仮称) 小田原市立図書館東館建設工事着工
 - 5. 3 「御家中先祖並親類書」第3巻を発刊
 - 6. 3 条例改正 新図書館名「かもめ」に決定
 - 6. 3 「御家中先祖並親類書」第4巻を発刊
 - 6. 6 小田原市立かもめ図書館完成
 - 6. 8 小田原市立かもめ図書館開館(蔵書 92,039 冊)
 - 6. 10 北村透谷没後 100 年展事業をかもめ図書館において開催
 - 6. 11 2市8町広域市町村圏相互利用開始 小田原文学館開館
 - 7. 12 酒匂・下府中分館廃止(支所の廃止)
 - 8. 1 マロニエ図書室開室 (川東タウンセンターマロニエ内)
 - 8. 4 金曜日のみ午後7時までの延長開館を実施
 - 9. 11 旧御手洗邸を文学館別館として公開 小田原文学館別館を愛称「白秋童謡館」として公開
 - 12. 10 文学館正門を西海子通りに移設 小田原文学館と白秋童謡館が国の登録有形文化財に登録される かもめ図書館、火曜日から金曜日まで午前9時から午後7時までの開館実施
 - 12. 11 第1回「全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」を開催(生涯学習政策課)

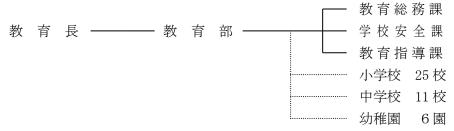
- 13. 4 市史編さん課が市史編さん担当として図書館に編入 児童文化担当は青少年課に移管
- 13. 7 インターネットで蔵書目録を公開
- 14. 4 小田原文学館観桜会を開催(以後平成20年度まで毎年開催、計7回)
- 14. 4 かもめ図書館の図書カウンター業務を委託
- 16. 1 第2回「全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」開催(生涯学習政策課)
- 16. 2 ボランティアグループ「かもめ図書館フレンズ」発足
- 16. 3 市史編さん事業完了、市史編さん担当を廃止
- 16. 6 市立図書館内に地域資料室を開設
- 17. 4 市立図書館及びかもめ図書館両館で通年開館を開始(月曜日の定期休館日を廃止、 第1水曜日の館内整理日を毎月第4月曜日に変更)
- 17. 8 城北タウンセンターいずみ図書コーナーを開設・ネットワーク化
- 18. 4 小田原文学館に尾崎一雄邸書斎を移築復元し、開所
- 18. 6 小田原駅(アークロード市民窓口)、国府津駅(国府津駅前窓口コーナー)、 中央公民館の3か所に、図書返却用ブックポストを設置
- 19. 1 「第3回全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」開催(生涯学習政策課)
- 19. 4 生涯学習センターけやき、国府津学習館、尊徳記念館をネットワーク化
- 19. 4 市立図書館からかもめ図書館へ本館機能を移管
- 19. 8 橘タウンセンターこゆるぎ図書コーナーを開設・ネットワーク化
- 19. 10 図書館下曽我分館を廃止し、梅の里センターへ図書室機能を移転
- 20. 6 重度障がい者への図書無償郵送サービスを開始
- 21. 3 貴重資料のデジタルデータ化を開始
- 21. 3 白秋童謡の散歩道を整備(生涯学習政策課予算)
- 22. 3 星﨑記念館開館 50 周年記念誌『星﨑記念館の 50 年を振り返って』発刊
- 22. 10 「小田原市子ども読書推進活動計画」を策定
- 23. 4 機構改革により、図書館の所管が、教育委員会(生涯学習部)から市長部局 (文化部)に移管。教育委員会の補助執行開始
- 24. 10 小田原文学館本館、白秋童謡館が小田原市歴史的風致維持向上計画の中で歴史的風致形成建造物として指定
- 25. 9 橘分館を廃止(橘支所廃止)
- 27. 2 「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」を策定
- 28. 11 第1回小田原市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式開催
- 29. 3 第二次小田原市子ども読書活動推進計画を策定
- 29. 8 白秋童謡館 耐震工事実施
- 30. 7 ボニージャックスとベイビー・ブーを小田原童謡大使に委嘱
- 31. 3 図書館分館(豊川分館、上府中分館、曽我分館、片浦分館)廃止 国府津駅前ブックポスト廃止
- 31. 4 小田原市図書館運営方針を策定 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定 委員会設置
- 令. 元. 10 小田原文学館本館・管理棟改修等工事実施

- 2. 3 新型コロナウイルス感染症拡大により、かもめ図書館及び小田原文学館を臨時休館
- 2. 3 小田原市立図書館(星崎記念館)閉館
- 2. 4 小田原市立かもめ図書館の名称を小田原市立中央図書館に変更 ※「かもめ」は愛称として継続使用 月曜日を定期休館日に変更
- 2. 6 小田原駅東口図書館指定管理業務開始
- 2. 6 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除により中央図書館再開
- 2. 10 小田原市立小田原駅東口図書館開館(蔵書 44,015 冊 指定管理)
- 2. 10 小田原駅東口図書館の開館に伴い、利用者カードのデザインを更新
- 2. 12 中央図書館内壁タイル改修工事実施
- 3. 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小田原文学館を臨時休館
- 3. 4 中央図書館で予約棚システムの稼働開始
- 3. 4 中央図書館視聴覚ライブラリー機能を整理し、地域資料・視聴覚コーナーを開設
- 3. 12 中央図書館外壁タイル改修工事等実施

2 機 構

(令和4年4月1日現在)

教育委員会

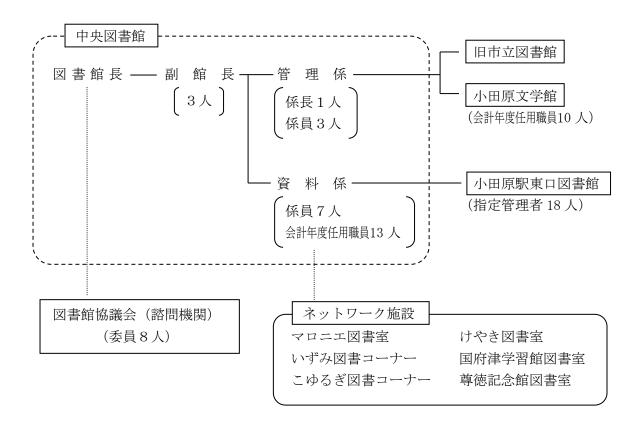


市長部局



【教育委員会事業補助執行部署】

図書館



設 3 施

(1) 小田原市立中央図書館(平成6年8月1日開館)



緑多い公園的要素をもつ敷地に、丹沢山系や箱根連山の山並 みをモチーフにした外観と吹き抜けのフロアにより開放感あふ れる施設となっている。

市図書施設の拠点として、貸出機能を中心に市内全域をネッ トワークで結ぶほか、児童サービスや地域資料・視聴覚サービ スに重点を置き、多様化する市民の文化活動に寄与するための 事業を展開している。

所 在 地 小田原市南鴨宮一丁目5番30号

敷地面積 9,112.08 m²

建 延床面積 5,657.22 ㎡ 鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建 物

一般図書コーナー(9万冊収蔵可能)、読書コーナー34席、参考図書コーナー 施 設 16 席、ブラウジングコーナー18 席、閲覧席 56 席、パソコン利用席 10 席、児童 図書コーナー (3万冊収蔵可能、42席、子どもクラブ室、おはなしのへや)、 談話コーナー21 席、書庫(7万冊収蔵可能)、予約本コーナー、車庫、総合事 務室、地域資料コーナー8席、視聴覚コーナー(CD・DVD視聴4ブース4 席、視聴覚ホール 180 席、集会室 30 席、創作室 40 席、ボランティア室、研修 室 16 席、駐車場 (92 台収容可能: うち障がい者用 2 台)

3,230,595 千円 建設費

(2) 小田原市立小田原駅東口図書館(令和2年10月19日開館)



「まちの活性化」、「次世代育成」、「利用者層の拡大」をコ ンセプトに、令和2年10月19日に広域交流施設ミナカ小田原 の6階フロアに開館した小田原駅東口図書館。図書館及び同フ ロアに隣接する「おだぴよ子育て支援センター」を合わせて指 定管理者制度により管理、運営している。

指定管理者:ゆうりん・おだたんグループ

(株式会社有隣堂、学校法人三幸学園小田原短期大学)

所 在 地 小田原市栄町一丁目1番15号ミナカ小田原6階

建 延床面積 1,332.23 m²※鉄骨造・地下一部 SRC 造(地上14 階、地下1 階)

施 一般図書コーナー(4万冊収蔵可能)、カウンター閲覧席40席、 設

雑誌・新聞コーナー、ティーンズ図書コーナー (2千冊収蔵可能)、 カウンター閲覧席9席、グループ学習席6席、児童図書コーナー (1万8千冊収蔵可能) 閲覧席16席、 おはなし広場、書庫(2万 冊収蔵可能)、予約本コーナー、多目的スペース(33 席)、お城の 見えるテラス、事務室

※ 図書館占有面積 (1328.92 m²) 及び低層棟 3 階ブックポスト面積 (3.31 m²)

(3) 小田原文学館(事業については、「14 小田原文学館」を参照。)

所 在 地 小田原市南町二丁目3番4号

敷地面積 本館 4,116.55 m² 駐車場 248.32 m² 童謡館 1,755.86 m²

建物本館延床面積 298.48 ㎡ 鉄筋コンクリート造瓦葺3階建

管理棟 延床面積 62.55 m 木造瓦葺平屋建 (本館に隣接) 童謡館 延床面積 221.14 m 木造銅板葺 2 階建、土蔵 39.66 m

尾崎邸 延床面積 42.68 m 木造瓦葺平屋建

施 設 本 館 展示室、展望室兼休憩室

管理棟 事務室

童謡館 展示室、収蔵庫(土蔵)

尾崎邸 展示室

開館時間 3月~10月:午前10時~午後5時(入館は午後4時半まで)

11月~2月:午前10時~午後4時半(入館は午後4時まで)

定期休館日 毎週月曜日(休日に当たる場合はその翌日以降の最初の平日)、

年末年始 (12/28~1/3)

本館 平成6年11月23日開館						
	元宮内大臣田中光顕伯爵の別邸洋館(昭和 12 年建設) 国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物					
白秋童謡館	平成 10 年 10 月 1 日開館 同伯爵の別邸日本家屋(大正 13 年頃建設)					
尾崎一雄邸書斎	平成 18 年 4 月 2 日開所 下曽我から一部を移築復元					

4 運営方針

小田原市では、令和2年3月に市立図書館(星崎記念館)を閉館し、中央図書館と小田原 駅東口図書館の2館体制になることから、平成31年4月、「小田原市図書館運営方針」を 策定した。

「小田原市図書館運営方針」は、平成19年に図書館協議会から示された小田原市立図書館が目指す図書館像「出会う図書館」を、2館体制の元で具体化するため、「基本理念」「基本方針」「各館の重点方針」の3つで構成されている。

〇小田原市立図書館の目指す図書館像

出会う図書館

1 かけがえのない本に出会う図書館

- ・求める本(資料)に必ずたどり着ける図書館
- ・読書の楽しさや大切さを実感できる図書館

2 人の温もりに出会う図書館

- ・温かさと安らぎのある図書館
- ・図書館員と市民が協働してつくる図書館

3 様々な情報に出会う図書館

- ・市民の向上心に応える資料・情報を備えた図書館
- ・市民生活に役立ち、地域課題を解決する情報拠点となる図書館
- ・本を読んだり、勉強したりするのに快適な環境を備えた図書館

〇小田原市図書館運営方針

基本理念	出会う図書館 小田原市図書館は、本や情報と出会い、人と出会い、新たな自分に出会う場として、市民の豊かな暮らしを支援していきます。				
	各館の重	直点方針			
基本方針	中央図書館(かもめ図書館)	小田原駅東口図書館			
	司令塔となる図書館	アクセスしやすい『出会う図書館』			
1 広範な本や情報の提供 市民の多様な知的好奇心に 応えるとともに、新たな課題 への気づきや解決の道筋を 探るため、広範な本や情報を 収集・提供していきます。	多様なニーズに対応する本や情報の提供 多様なニーズに対応する広範な図書 をバリアフリー資料も含めバランス 良く揃えるとともに、郷土の歴史や文 学に関する専門的な内容も含めた幅 広いレファレンスサービスを提供し、 市民の文化的な生活を支援していき	現代社会の課題に即した新鮮な本 や情報の提供 利用者層を意識した新鮮度の高い図 書を多く揃えるとともに、多文化・多 言語資料の収集にも努め、充実したレ ファレンスサービスの提供により、現 代社会の実情に即した課題解決の支 援をしていきます。			
	ます。				

2 読書活動の振興

読書が、人間の成長や文化の 発展に果たす役割を踏まえ、 文字・活字文化に親しみ、言 語力を涵養する機会として 市民の読書活動の振興を図 っていきます。

活発な読書活動を促す環境の充実

読書の楽しみを提供する図書館活動 や、図書館ネットワークシステム、自 動車文庫サービス等を通じて、市内の 広範囲に図書サービスが行きわたる よう環境の充実を図ります。

読書に対する興味・関心の喚起

本と接する習慣を生み出す場として、 活字離れが顕著な世代等を中心に読 書に対する興味や関心を呼び起こし、 多様な読書活動の振興を図ります。

3 次世代育成の推進

次世代を担う子どもたちの 生きる力を伸ばしていくた め、本や情報に親しむ場を提 供し、健やかな成長を支援し ていきます。

子ども読書活動の推進

子どもが読書習慣を身につけ、本に親 しむことができるよう各種事業を実 施するとともに、保育・教育施設等と の連携により就園児や児童、生徒を中 心として読書活動の推進を図ります。

子育て世代への情報提供と中高生 世代の学習支援

子育て支援センター等との連携により、乳幼児期から本に親しむ場や子育てに役立つ情報を提供するとともに、中高生世代の心身の成長や進路選択に寄与し、学習活動の支援に繋がる展開をしていきます。

4 地域資産の継承

先人たちが残してきた貴重 な資料を収集、保存し、郷土 の歴史、文学、芸術等の文化 や産業、風土等に光を当て、 地域固有の資産として継承 していきます。

地域資料の保存、研究

地域資料を収集、保存し、その活用を 図るため地域資料室機能を設置、運営 するとともに、本市の文学をはじめと する地域資産の発掘、研究、認知の拡 大に努めます。

地域資料を活用した地域の魅力の 発信

郷土の文化や産業等に関連する資料 や、現代で活躍するゆかりの人物の著 作物等を活用し、市民や小田原を訪れ る様々な人に、地域の魅力を幅広く発 信していきます。

5 心地よい空間の創出

利用者が心地よく滞在できる空間を創出するとともに、 障がいのある人や日本語を 母国語としない人なども安 心して利用できる環境を整 えます。

緑豊かな滞在型図書館

誰もが落ち着いて学び、考えることが できる場であるように、緑豊かな静か な環境と、ゆとりある空間を生かした 滞在型図書館としての環境を整えて いきます。

利便性に優れた都市型図書館

駅至近の立地から、短時間でも誰もが 気軽に利用でき、また、知的好奇心を 刺激し、最新の情報に接する場とし て、市街地ならではの魅力あるライフ スタイルを実感できる空間を創出し ます。

6 関係機関等との連携

図書館の持つ知的資産を最 大限に生かすため、各種事業 を関係機関と連携し、図書館 サービスを充実していきま す。

図書館ボランティアの活動促進と関係機関等との連携

図書館ボランティアの活動を促進するとともに、関係機関、団体等との連携を図ることで事業の多様性を広げ、 図書館の発信力を高めていきます。

立地を生かした事業連携

図書館が設置される複合ビル内の他施設や小田原駅周辺の事業者、市民団体等と連携した事業を展開することにより、連携機関等の活性化や発展、地域の振興に寄与します。

5 業務内容

(1) 資料の収集・整理

図書館法に基づく公立図書館として、「土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することに留意し」、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書資料の収集と選択を行っている。また、旧市立図書館が中心になって長年にわたり収集してきた地域資料についても、本市図書館の歴史や特徴、果たしてきた役割を踏まえ、充実に努めている。

一般資料の分類については、「日本十進分類法-新訂 10 版-」使用し、コンピュータ目録 (MARC) を用いて整理している。また、地域資料については独自分類を併用するほか、特別集 書や古文書などは、冊子体目録を編集し図書館目録シリーズとして刊行している。

(2) 閲覧と貸出

中央図書館と小田原駅東口図書館において、図書、雑誌の閲覧と貸出を行っている。

中央図書館の地域資料・視聴覚コーナーにおいては、郷土図書や視聴覚資料の貸出及び視聴覚 資料の館内視聴の受付けを行っている。

図書の返却については、各図書館・ネットワーク施設のいずれでも可能なほか、アークロード 市民窓口内及びミナカ小田原に設置しているブックポストに投函することで返却が可能である。

(3) 参考業務(レファレンスサービス)

利用者からの様々な質問や相談に対して、図書館にある資料を活用して、必要な情報を得られるように援助を行っている。

(4) 地域資料保存・公開

令和2年3月末の旧市立図書館閉館により、それまで同・地域資料室において保存公開していた地域資料について、令和3年4月に中央図書館に資料移管を行い、地域資料コーナーを開設、公開している。

(5) 自動車文庫

幅広い地域や利用者を対象とした図書館サービスとして、ネットワーク施設・地域文庫・放課 後児童クラブ等の配本所に、定期的に巡回し配本活動を行っている。

(6) 集会·展示

絵本のよみきかせや各種講座など幅広く行っている。 開催実績は、「7 利用統計」を参照。

(7) ボランティアグループの活動

中央図書館では、平成15年度に発足した「かもめ図書館フレンズ」による図書の排架・排列規正、児童図書コーナーの飾り作り、図書の装備、館外美化、折り紙教室や映画会の開催等のサポート活動をしており、図書館サービスや環境の向上につながっている。

(8) 図書館の広域利用とネットワーク

ア 図書館の広域利用

県西地域における図書館サービスの充実を図るため、図書館の広域利用に関する協定及び 申合せにより、次の地域の公共図書館及び図書室が利用できる。

小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・ 湯河原町・二宮町

イ 小田原市図書館ネットワークシステム

中央図書館及び小田原駅東口図書館のほか、コミュニティ施設であるマロニエ図書室及びいずみ・こゆるぎの各図書コーナー、生涯学習施設である生涯学習センターけやき・国府津 学習館・尊徳記念館の各図書室をコンピュータネットワークで結ぶことにより、蔵書の一元 化を図るとともに、各館で予約や貸出・返却を可能としている。

ウ 神奈川県図書館情報ネットワークシステム (KL-NET)

県立図書館と県内公共図書館等との間のインターネットによるネットワーク機能により、 県内所蔵情報が一括検索できる横断検索サービスの提供や、他の県内公共図書館にある資料 を借りることができる相互貸借を行っている。

工 国立国会図書館

神奈川県内の公共図書館等に所蔵されていない図書資料を対象として、国立国会図書館からの「資料取寄せサービス」及び「文献複写サービス」を実施している。送料及び複写料、手数料は利用者の負担となる。

また、館内に設置した端末を利用して、国立国会図書館がデジタル化した資料を閲覧及び 複写できる「デジタル化資料送信サービス」や、貴重な録音資料を聴くことができる「歴史 的音源配信提供サービス」を実施している。デジタル化資料の複写のみ有料となる。

利用実績(令和3年度)

施設名	サービス名	利用件数	複写枚数
中央図書館	デジタル化資料送信サービス	11 件	31 枚
	歴史的音源配信提供サービス	0件	_
小田原駅東口図書館	デジタル化資料送信サービス	59件	635 枚
	歴史的音源配信提供サービス	0件	_

6 蔵 書

(1) 資料総数(令和3年度末現在)

(単位:冊) 図書館

		2年度末	増		加	減少	3年度末
		冊 数*	購入・登録**	寄贈	編入ほか	除籍・変更ほか	現在冊数
	一般図書	185,893	3,385	921	5,536	13,940	181,795
中	児 童 図 書	49,929	1,091	162	58	2,968	48,272
央	ティーンズ	4,543	178	5	8	255	4,479
か	洋 書	973	0	0	0	0	973
(かもめ)	旧分類図書	14,184	0	0	0	0	14,184
	自動車文庫図書	27,875	651	2	2	4,736	23,794
	計	283,397	5,305	1,090	5,604	21,899	273,497
	一般図書	31,251	2,891	1,180	597	167	35,752
駅東口	児 童 図 書	13,683	1,239	45	500	55	15,412
用 日	ティーンズ	1,611	234	37	122	5	1,999
	計	46,545	4,364	1,262	1,219	227	53,163
合	計	329,942	9,669	2,352	6,823	22,126	326,660

図書室・図書コーナー

(単位:冊)

							(平匹・皿/
		2年度末	増		加	減少	3年度末
		冊 数※	購入・登録※	寄贈	編入ほか	除籍・変更ほか	現在冊数
マ	一般図書	7,703	3	54	3	42	7,721
二二	児 童 図 書	7,394	1	13	2	157	7,253
工	計	15,097	4	67	5	199	14,974
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	一般図書	3,169	3	27	1	5	3,195
いずみ	児 童 図 書	1,462	0	9	1	1	1,471
み	計	4,631	3	36	2	6	4,666
	一般図書	2,716	2	8	0	0	2,726
こゆるぎ	児 童 図 書	1,840	0	2	1	1	1,842
ぎ	計	4,556	2	10	1	1	4,568
24.	一般図書	5,052	265	35	0	263	5,089
尊徳	児 童 図 書	5,199	0	8	2	3	5,206
,-2	計	10,251	265	43	2	266	10,295
け	一般図書	15,597	394	37	0	344	15,684
けやき	児 童 図 書	6,223	27	4	36	36	6,254
さ	計	21,820	421	41	36	380	21,938
国	一般図書	2,416	128	0	1	184	2,361
国府津	児 童 図 書	1,055	0	4	1	1	1,059
準	計	3,471	128	4	2	185	3,420
合	計	59,826	823	201	48	1,037	59,861

※年度末に購入した図書を4月に登録することもあるため、購入・登録冊数と年度内購入冊数とは必ずしも一致しない。 ※尊徳、けやき、国府津の冊数には、雑誌を含む。 ※旧市立図書館の特別集書など一部の蔵書は冊数に含まない。

(2) 資料総数の推移

図書館 (単位:冊)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般図書	142,128	144,745	136,013	185,893	181,795
	児 童 図 書	50,232	51,135	50,117	49,929	48,272
中央	ティーンズ	4,834	5,016	4,376	4,543	4,479
	洋 書	_	_	_	973	973
(かもめ)	旧分類図書	_	_		14,184	14,184
め	自動車文庫図書	28,697	29,365	28,308	27,875	23,794
	分館図書	700	1	_	1	
	計	226,591	230,261	218,814	283,397	273,497
	一般図書			_	31,251	35,752
駅東口	児 童 図 書	1	1		13,683	15,412
日 日	ティーンズ	-	-	_	1,611	1,999
	計	1	1		46,545	53,163
旧	一般図書	157,023	158,983	156,422		
旧 市 立	児 童 図 書	24,784	25,465	21,724	1	
	洋 書	973	973	973	_	_
(閉館)	旧分類図書	14,184	14,184	14,184	_	_
	計	196,964	199,605	193,303	_	_
合	計	423,555	429,866	412,117	329,942	326,660

図書室・図書コーナー

(単位:冊)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
マロニエ	16,741	16,899	16,159	15,097	14,974
いずみ	4,709	4,729	4,623	4,631	4,666
こゆるぎ	4,609	4,659	4,555	4,556	4,568
尊徳	9,958	9,499	9,565	10,251	10,295
けやき	20,941	21,172	21,066	21,820	21,938
国府津	3,081	3,112	3,108	3,471	3,420
合 計	60,039	60,070	59,076	59,826	59,861

(3) 部門別資料数(令和3年度末現在)

図書館

		0 総 記	1 哲学·宗教	2 歴史·地理	3 社会科学	4 自然科学	5 工学・技術	6 産 業	7 芸 術
	一般図書	5,430	8,518	18,955	21,045	11,292	9,252	5,110	13,962
中央	児童図書	723	436	2,306	2,297	3,969	1,504	906	1,989
	ティーンズ	95	183	154	631	370	132	49	141
(かもめ)	洋 書	_							_
8	旧分類図書	_	_	_	_	_	_		_
	自動車文庫	234	322	942	739	1,318	1,145	395	1,191
郎	一般図書	844	1,502	3,294	4,053	2,350	3,556	1,245	2,920
駅東	児童図書	203	154	741	771	1,203	631	373	617
	ティーンズ	60	64	80	245	201	63	40	109

図書室・図書コーナー

	-	بند		_								
	\	\		0 総	記	1 哲学·宗教	2 歴史·地理	3 社会科学	4 自然科学	5 工学·技術	6 産 業	7 芸 術
マロ	_	般	図書		38	174	673	608	414	709	179	383
1 1 1 1	児	童	図書		22	9	292	201	428	207	69	273
V)		般	図書		12	106	96	184	96	283	45	92
ずみ	児	童	図書		1	1	46	28	42	10	7	18
	_	般	図書		28	87	211	229	162	319	60	149
こゆるぎ	児	童	図書		7	10	79	16	63	16	11	37
尊徳	_	般	図書		25	202	274	221	210	404	90	258
徳	児	童	図書		43	58	226	168	412	110	83	266
け	_	般	図書		385	479	1,026	1,836	822	977	433	1,529
けやき	児	童	図書		93	84	424	371	602	287	79	290
玉		般	図書		16	77	158	111	81	87	55	214
国 府 津	児	童	図書		18	20	104	48	173	49	11	96

(4) 視聴覚資料・機材(令和3年度末現在)

資 料 名	点数
16ミリ映画フィルム	378
ビデオテープ	3,510
DVD	932
レーザーディスク	277
CD	9,730
カセットブック	658
レコード	4,030
スライド	1,816
合 計	21,331

機材名	点数
16ミリ映写機	7
スライド映写機	2
スクリーン	7
暗幕	8
スピーカー	2
ズームレンズ	1

(単位:冊)

8 語 学	9 文 学	郷土資料	紙芝居	絵 本	参考資料	その他	合 計
2,557	59,028	18,092		_	6,061	2,493	181,795
731	12,471	154	1,989	17,771	813	213	48,272
107	2,616	_		_	1		4,479
_	_	_	_	_	_	973	973
_	_	_	_	_	_	14,184	14,184
249	11,271	_		5,928	_	60	23,794
530	13,414	1,111	_	_	907	26	35,752
288	3,800	35	518	5,971	2	105	15,412
36	1,093	_	_	_	8	_	1,999

(単位:冊)

8 語 学	9 文 学	郷土資料	紙芝居	絵 本	参考資料	その他	合 計
69	4,300	158	_	_	10	6	7,721
102	2,393	13	267	2,942	5	30	7,253
25	2,155	78	_	_	22	1	3,195
3	542	5	0	756	1	11	1,471
31	1,362	74	_	_	3	11	2,726
9	521	4	0	1,040	12	17	1,842
38	2,388	405	_	_	7	567	5,089
71	1,498	21	1	2,220	13	16	5,206
262	5,794	1,074	_	_	63	1,004	15,684
113	1,949	2	277	1,639	12	32	6,254
29	843	355	_	_	29	306	2,361
16	262	0	37	218	0	7	1,059

7 利用統計

(1) 図書館業務利用状況(令和3年度)

図書館

		新規登録者数 (人)	3年度末 登録者数 (人)	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)※	予約業務 (冊) **	参考業務 (件)	複写業務 (枚)
中央	一般	957	15,052	60,968	198,254	_	_	_
	児童	246	1,650	7,290	35,400	-	-	_
(かもめ)	計	1,203	16,702	68,258	233,654	114,305	2,611	7,910
鹿口	一般	2,329	5,232	75,525	210,722	_	_	_
駅東	児 童	300	599	8,045	34,470	_		_
П	計	2,629	5,831	83,570	245,192	10,372	1,482	3,462
É	計	3,832	22,533	151,828	478,846	124,677	4,093	11,372

図書室・図書コーナー

		新規登録者数 (人)	3年度末 登録者数 (人)	貸出者数 (人)	貸出冊数(冊)※	予約業務 (冊) **	参考業務 (件)	複写業務 (枚)
マ	一般	148	1,850	13,914	40,285	_	_	_
ロニ	児童	34	203	1,118	5,372	_	_	_
エ	計	182	2,053	15,032	45,657	2,808	_	_
V	一般	52	647	6,337	14,620	_		
いずみ	児童	10	45	465	1,465			
み	計	62	692	6,802	16,085	1,827	_	_
Ĺί	一般	28	309	2,771	6,474		_	
こゆるぎ	児童	5	42	53	255	_	_	_
ぎ	計	33	351	2,824	6,729	627		_
	一般	50	578	6,672	18,811	_	_	
尊徳	児童	27	123	936	4,849	_	_	_
	計	77	701	7,608	23,660	1,356	_	_
1+	一般	47	512	7,674	18,987	_	_	
けやき	児童	15	70	723	2,800	_	_	_
さ	計	62	582	8,397	21,787	1,651	_	_
囯	一般	5	59	2,315	5,492	_	_	_
国府津	児童	3	13	413	858	_	_	_
(年	計	8	72	2,728	6,350	681	_	_
É	計 計	424	4,451	43,391	120,268	8,950	_	_

^{※「}貸出冊数」はAVの貸出件数も含む。

[※]WebOPACでの予約は中央に計上する。

[※]市内の利用登録者には旧市立図書館で登録した利用者(3,072人)も含まれる。

(2) 月別新規登録·貸出状況(令和3年度)

図書館

н		中央			駅東口	
月	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数
4月	128	6,253	21,079	292	6,903	19,774
5月	89	6,602	23,064	226	6,455	19,141
6月	131	6,502	22,088	265	6,574	19,298
7月	191	7,150	25,624	280	7,145	20,808
8月	179	7,488	27,055	227	7,585	22,219
9月	124	7,024	25,070	202	7,034	20,507
10 月	110	7,002	24,247	193	7,082	20,230
11月	76	6,540	22,131	208	6,717	19,252
12月	47	3,789	12,458	148	6,132	18,506
1月	16	1,748	4,342	204	7,326	22,427
2月	10	1,813	4,519	194	7,223	21,849
3月	102	6,347	21,977	190	7,394	21,181
合計	1,203	68,258	233,654	2,629	83,570	245,192

図書室・図書コーナー

П		マロニエ			いずみ			こゆるぎ	
月	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数
4月	12	1,075	3,213	6	474	1,159	5	185	485
5月	12	1,174	3,515	4	541	1,287	3	201	457
6月	9	1,178	3,398	4	542	1,280	2	237	578
7月	21	1,210	3,611	9	584	1,403	1	224	548
8月	21	1,182	3,293	6	601	1,406	4	229	562
9月	16	1,116	3,044	8	641	1,401	4	252	626
10月	16	1,250	3,517	6	590	1,299	1	280	633
11月	18	1,081	3,074	3	494	1,176	2	220	520
12月	21	1,217	4,110	0	490	1,187	3	249	529
1月	17	1,583	5,457	6	546	1,294	3	254	662
2月	10	1,638	5,552	7	625	1,614	0	221	527
3月	9	1,328	3,873	3	674	1,579	5	272	602
合計	182	15,032	45,657	62	6,802	16,085	33	2,824	6,729

月		尊徳			けやき			国府津	
月	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数
4月	5	550	1,605	2	614	1,600	0	195	434
5月	5	612	1,830	6	703	1,845	0	219	449
6月	7	645	1,940	6	717	1,831	0	205	479
7月	7	657	2,069	3	668	1,821	0	230	557
8月	5	649	2,121	8	637	1,758	1	223	517
9月	2	638	2,043	4	679	1,781	0	217	516
10月	6	614	1,880	8	747	1,815	0	220	526
11月	8	581	1,796	5	689	1,728	0	221	457
12月	5	606	1,900	3	618	1,592	2	232	532
1月	6	691	2,285	9	740	2,015	0	224	540
2月	13	668	2,184	5	792	2,121	1	250	637
3月	8	697	2,007	3	793	1,880	4	292	706
合計	77	7,608	23,660	62	8,397	21,787	8	2,728	6,350

(3) 自動車文庫利用状況(令和3年度)

	社会教育施設ほか	自治会・家庭文庫	放課後児童クラブほか	合計
配本団体数	5	2	26	33
配本冊数(冊)	8,080	350	4,680	13,110

(4) 視聴覚コーナー利用状況 (令和3年度)

Visit but the visit is a second of the visit									
団体貸出(16ミリ関係)(点)					個人貸出(点)				
種別利用団体	16 ミリ 映 画 フィルム	16 ミリ		ビデオテープ	カセットブック	レコード	CD	DVD	視 聴 ブース 利用件数
社会教育団体	0	1	0						
学校教育団体	0	0	0						
事業所等	0	0	0	20	0		11 224	2.507	1 401
官公庁	0	0	0	29	0	_	- 11,224	3,597	1,481
その他	4	1	0						
計	4	2	0						

(5) 実施事業一覧(令和3年度)

中央図書館

内容	開催日	開催回数	参加者数 (延べ人数)
絵本の読み聞かせ	随時	78 回	561 人
調べる学習チャレンジ講座	7/29、8/4	2 回	14 人
調べる学習コンクール	8/1~9/15	1 回	41 人
一日図書館員	8/18、8/26	2 回	11 人
図書館こどもクラブ	11/13、11/20	2 回	20 人
本のお楽しみ袋	12/1~12/6	1回	51人
合 計		86 旦	698人

小田原駅東口図書館

内 容	開催日	開催回数	参加者数 (延べ人数)
絵本の読み聞かせ	随時	72 回	988 人
季節のおはなし会	随時	4 旦	116人
写真で楽しむ北條五代祭り	4/18~5/13	1 回	-
トークイベント「小田原の梅歴史と十郎梅の魅力」	6/27	1 回	20 人
すどう美術館コレクション展	7/3~7/18	1 回	230 人
須藤館長講演会	7/10	1 回	38人
図鑑のふしぎ	7/30	1 回	19人
一日図書館員	8/4	1 回	12 人
ぬいぐるみおとまり会	8/27 · 28	1 回	7人
野田宇太郎散歩本展	9/28~10/24	1 回	_
野田宇太郎散歩本関連講座	10/2	1 回	21 人
シークレットブック展示	10/18	1 回	11人
『こんなはなしがあったんだ-少数言語の民話絵本』原画展	11/6~11/14	1 回	_
石黒芙美代先生講演会	11/14	1 回	13 人
本の福袋	1/4~1/6	1 回	20 人
ビブリオバトル	2/11	1 回	28 人
絵本『しらすどん』原画展	3/5~3/20	1 回	_
最勝寺朋子さん講演会	3/13	1回	22 人
小田原もあ展	3/26~4/10	1回	_
もあ展関連講演会	3/27	1回	19人
合 計	•	94 回	1,564 人

8 経 費

(1) 予算額

(100.00%)	71,000,000 千円	予算額	一般会計	令和4年度
(10.47%)	7,436,938 千円	IJ	教 育 費	IJ
(2.24%)	1,589,455 千円	IJ	社会教育費	IJ
(0.60%)	427,173 千円	"	図書館費	"

(単位:千円)

事業名	予算額
中央図書館管理運営事業 中央図書館の施設管理・運営費 図書購入費 等	171,621
小田原駅東口図書館管理運営事業 小田原駅東口図書館の指定管理料・賃料	176,011
読書推進・図書館利活用促進事業 イベント講師謝礼 等	319
図書館ネットワーク等運営事業 図書館システム借上料 図書資料搬送委託料 等	40,087
デジタル図書館事業 電子図書館事業費 新聞デジタルデータベース利用料 等	5,883
図書館郷土資料整理・保存・公開事業 資料デジタル化事業費 等	8,179
<u>小田原文学館管理運営事業</u> 小田原文学館の施設管理・運営費 特別展開催費 等	23,829
その他の事業費	1,244
合計	427,173

(**2) 決算額** (単位:円)

事業名	令和2年度	令和3年度
中央図書館管理運営事業	238,664,348	235,014,786
小田原駅東口図書館管理運営事業	310,778,550	175,854,800
図書館学習イベント開催事業	232,790	286,366
図書館ネットワーク等運営事業	29,389,611	39,751,051
図書館郷土資料整理・保存・公開事業	6,774,511	6,601,786
小田原文学館管理運営事業	12,645,872	11,000,516
その他の事業費	27,797,810	528,480
슴計	626,283,492	469,037,785

(3) 資料機材費(当初予算額)

図書・雑誌・新聞

(単位:千円)

	項目	令和3年度	令和4年度	比較増減
中央	図 書 費 (紙芝居含む。)	8,827	8,915	88
	雑誌購入費(追録含む。)	1,510	1,510	0
(かもめ)	新聞購入費(官報含む。)	502	532	30
自動車	車文庫図書費	1,062	1,062	0
電子記	書籍コンテンツ利用料	_	3,740	3,740
	合 計	11,901	15,759	3,858

※小田原駅東口図書館の図書購入費は指定管理料に計上。

視聴覚資料・機材

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	比較増減
資料購入費	159	159	0
機材購入費	0	0	0
合 計	159	159	0

9 図書館の利用(案内)

(1) 開館時間及び定期休館日

中央図書館	開館時間
	平 日:午前9時~午後7時
	※地域資料・視聴覚コーナーは午後5時まで。
	土日祝:午前9時~午後5時
	定期休館日
	月曜日(休日に当たる場合はその翌日以降の最初の平日)、
	年末年始(12/28~1/3)、特別整理期間(7日間以内)
小田原駅東口図書館	開館時間
	平 日:午前9時~午後9時
	土日祝:午前9時~午後6時
	定期休館日
	第4月曜日(休日に当たる場合はその翌日以降の最初の平日)、
	年末年始(12/28~1/3)、特別整理期間(7日間以内)

(2) 図書の貸出

ア 利用者カードの作成

利用者カード交付申込書(カウンターに常置)と次の表に示す提示書類を所定の窓口へ添付する。

	提示書類
小田原市内に居住する者 *南足柄市、足柄上郡、 足柄下郡及び中郡二宮 町内に居住する者	運転免許証・マイナンバーカード・住民票の写し・健康保険証・身体障害者手帳・母子健康手帳・老人福祉手帳・学生証 その他の住所及び氏名を確認することができる書類
小田原市内に通勤する者	住所、氏名及び勤務先を確認することができる 書類(社員証など)
小田原市内に通学する者	住所、氏名及び通学先を確認することができる 書類 (学生証など)

※中学生以下は、保護者の承諾書が必要である。

この利用者カードは、中央図書館、小田原駅東口図書館、マロニエ図書室、いずみ及び こゆるぎ図書コーナー、生涯学習センターけやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念 館図書室で共通して利用できる。

イ 貸出手続き

貸出希望の図書と利用者カードを受付カウンターに提出して行う。

- ◆貸出冊数 10冊以内(別に紙芝居6点以内)
- ◆貸出期間 2週間以内

(3) 視聴覚コーナー(中央図書館のみ)

アビデオテープ、CD、DVD貸出

貸出希望の視聴覚資料と利用者カードを受付カウンターに提出して手続きを行う。

- ◆貸出点数 6点以内(うち、DVDのみ3点以内)
- ◆貸出期間 2週間以内
- イ 16 ミリ映画フィルム・機材貸出(団体のみ)
 - a 16 ミリ映画フィルム・機材貸出券をカウンターに提出する。
 - b 16ミリ映画フィルム・機材貸出券は、当該申込書により取得する。
 - c 16 ミリ映写操作技術認定証を有する者がいることを必要とする。
 - ◆貸出点数

16 ミリフィルム4 点以内視聴覚機材各 1 点

◆貸出期間

16 ミリフィルム 3 日以内 視聴覚機材 3 日以内

(4) 障がい者サービス

ア 図書郵送貸出

身体に障がいがある等の特別な理由により来館できない利用者に対し、図書及び紙芝居を郵送による貸出を行う。(郵送は、日本郵便株式会社の心身障がい者用ゆうメールサービスを活用。)

イ 視聴覚資料郵送貸出

視覚障がい(1級又は2級)がある利用登録者に対して、日本郵便株式会社の「特定録音物等郵便物」を利用して、視聴覚資料の郵送貸出を行っている。

(5) 自動車文庫

配本所として登録を希望する機関又は団体は、保管責任者を定め、「自動車文庫登録申込書」 を提出する。

配本所として登録されると一定の巡回周期で一定冊数の配本が行われる。

10 特別集書

資料収集の過程で特色あるコレクションの性格を持ったものを独立させ、これを「特別集書」として保存し、その数は現在13タイトルに及んでいる。

特	別集書名	成立年月	内容
A	片 岡 文 書	昭和 12.11 (599 点)	片岡永左衛門氏から小田原町方関係資料を受贈 昭和42年3月、目録シリーズ1として刊行
В	山縣公文庫	昭和 13.3 (1,015 点)	山縣有朋公蔵書のうち、兵書を除く多岐にわたる種類の図書を古口新吾氏から受贈 昭和44年3月、目録シリーズ3として刊行
С	木村錦花文庫	昭和 36.5 (576 点)	木村錦之助(錦花)氏から演劇関係資料を受贈
D	板倉文書	昭和 35.9 (122 点)	板倉乙女氏から小田原藩関係資料を受贈 昭和45年3月、目録シリーズ4として刊行
Е	小 田 原 有信会文庫	昭和 37.3 (293 点)	小田原有信会から小田原藩関係資料を受贈 昭和43年3月、目録シリーズ2として刊行
F	牧野信一資料	昭和 37.3 (174 点)	図書館が収集してきた作家牧野信一の著書、原稿、 写真、その他牧野家に関する資料 昭和45年3月に目録シリーズ4として刊行
G	長谷川如是閑文 庫	昭和 40.1 (582 点)	長谷川如是閑氏から、一般教養図書を受贈
Н	山崎元幹文庫	昭和 41.5 (1,747 点)	元満鉄総裁山崎元幹氏から 10 回にわたって中国関係 及び満鉄関係資料を受贈 昭和 46 年 3 月、目録シリーズ 5 として刊行
J	報徳集書	(676 点)	昭和8年以降図書館が収集してきた二宮尊徳に関する資料 昭和45年3月、目録シリーズ4として刊行 昭和63年、尊徳生誕200年祭を記念し、その後に収集した資料を加えて報徳集書解説目録を刊行
L	青蛙荘文庫	昭和 49.3 (1,348 点)	元館長石井富之助氏から郷土資料を中心に図書館関 係資料、文人の関連資料、石井氏自筆原稿等を受贈
М	藤田西湖文庫	昭和 49.3 (3,268 点)	甲賀流忍術の第 14 世藤田西湖の旧蔵本である武術関 係図書(和本、巻物、研究書等)を夫人菊枝氏から 受贈
N	柳田謙十郎文庫	昭和 62.7 (2,266 点)	昭和 61 年 7 月、自筆原稿など柳田謙十郎所蔵哲学関 係資料を二女節子氏から受贈
Р	藪 田 義 雄沙 羅 文 庫	平成元.2 (1,518 点)	小田原出身で北原白秋の秘書を務めた詩人藪田義雄 氏の夫人紗代氏から著作物、楽譜、自筆原稿を含め ほぼ全資料を受贈

アルファベットA~Pは請求記号

11 図書館出版物

[3	図書館目録シリーズ]				
1	特別集書片岡文書解説目録	(昭和 42年)	A5	75P	
2	ル 小田原有信会文庫解説目録	(昭和 43年)	A5	55P	
3	" 山縣公文庫目録	(昭和 44年)	A5	86P	
4	が 板倉文書解説目録・牧野信一	(昭和 45年)	A5	84P	
	資料解説目録・報徳集書目録				
5	" 山崎元幹文庫目録	(昭和 46年)	A5	158P	
6	小田原の近世文書目録 一稲子家文書 1	(昭和 54年)	B5	183P	在庫な
7	" 2	(昭和 56年)	B5	203P	在庫あ
8	" 3	(昭和 59年)	B5	195P	在庫あ
9	<i>y</i> 4	(昭和60年)	B5	162P	在庫あ
10	<i>"</i> 5	(昭和61年)	B5	174P	在庫あ
11	報徳集書解説目録	(昭和 63年)	B5	154P	非売品
	THE STEEL				717222
[3	図書館叢書]				
1	福田正夫 一追想と資料ー	(昭和 47年)	A5	117P	在庫な
2	江戸時代の小田原	(昭和 55年)	B6	343P	在庫あ
3	図書館一代	(昭和62年)	A5変形	312P	非売品
4	随想 北原白秋	(平成4年)	B6	335P	在庫あ
[3	図書館叢書] 明治小田原町誌 上	(昭和 50年)	A5	189P	在庫あ
2	ッ 中	(昭和 50年)	A5	313P	在庫あ
3	" 下	(昭和53年)	A5	390P	在庫あ
4	御家中先祖並親類書 1	(平成2年)	A5	394P	在庫な
5	" 2	(平成3年)	A5	310P	在庫あ
6	<i>"</i> 3	(平成5年)	A5	338P	在庫あ
7	<i>"</i> 4	(平成6年)	A5	390P	在庫あ
F.=	- A . I. 11-7				
	?念出版]	(四月壬日 50 年)	A 5	410D	た由と
1	小田原図書館五十年史	(昭和58年)	A5変形	410P	在庫あ
0	一枚の古い写真	(平成2年)	A4	323P	在庫あ
2		(亚中。左)	D.	T	
3	土岐・運・来ー『北村透谷没後 100年』展図録-	(平成6年)	B5	55P	
3 4	土岐・運・来-『北村透谷後100年』 展図録- 一枚の古い写真 (改訂版)	(平成 10年)	A4	324P	在庫あ
3 4 5	土岐・運・来-『北村透谷没後100年』展図録- 一枚の古い写真 (改訂版) 星崎記念館開館50周年記念誌『単紀録の別年徒別のて]	(平成 10年) (平成 22年)	A4 A5	324P 85P	在庫を 非売品
3 4	土岐・運・来-『北村透谷後100年』 展図録- 一枚の古い写真 (改訂版)	(平成 10年)	A4	324P	在庫な 在庫あ 非売品 非売品
3 4 5 6	土岐・運・来-『北村透谷没後100年』展図録- 一枚の古い写真 (改訂版) 星崎記念館開館50周年記念誌『単紀録の別年徒別のて]	(平成 10年) (平成 22年)	A4 A5	324P 85P	在庫を 非売品
3 4 5 6	土岐・運・来-『北村透谷设後 100年』展図録- 一枚の古い写真 (改訂版) 星崎記念館開館 50 周年記念誌「基紀線の30年後別かて」 星崎記念館・小田原市立図書館閉館記念誌	(平成 10年) (平成 22年)	A4 A5	324P 85P	在庫あ 非売品 非売品
3 4 5 6	土岐・運・来-『北村透谷设後 100年』展図録- 一枚の古い写真(改訂版) 星崎記念館開館 50周年記念誌『単記念館の別年後別かて』 星崎記念館・小田原市立図書館閉館記念誌	(平成 10年) (平成 22年) (令和 2年)	A4 A5 A4	324P 85P 100P	在庫あ 非売品

12 市史編さん

(1) 概要

市史編さん事業は、昭和56年4月に市役所企画課内に市史編さん係を設置し、事業を開始した。昭和57年度から昭和61年度までの5年間は、主として資料の調査の期間としてきた。

昭和61年4月に、市史編さん委員会及び市史編さん専門委員会を設置し、市史発刊に向けての基本的事項や、計画の策定及び資料の調査収集や編集などを行ってきた。

市史の発刊は、昭和 63 年度に史料編近世Ⅱを刊行して以降、平成 15 年度までに史料編 9 巻、通史編 3 巻、別編 3 巻の全 15 冊を刊行した。

平成16年3月をもって市史編さん事業は完了。同事業により収集された資料などは、 市立図書館の図書担当に引き継がれた。同年6月に地域資料室を設置して、図書館で収集 してきた資料等の公開と整理を行ってきた。

令和2年3月の市立図書館閉館に伴い、令和3年4月に中央図書館に地域資料コーナー を開設し、地域資料等の整理・公開を行っている。

なお、市史編さん事業により収集された資料の大半は、旧市立図書館で引き続き保管している。

(2) 市史刊行物

	P. 1. 1. 15 . 1. III	
	原始・古代・中世	A 5 978p 6,000円
通史編	近 世	A5 1,030p 6,000円
	近 現 代	A 5 1,067p 6,000円
	原始・古代・中世I	A5 1,070p 6,000円
	中 世 Ⅱ 小田原北条1	A 5 1,034p 品切
	中 世 Ⅲ 小田原北条 2	A5 1,136p 6,000円
	近 世 I 藩政	A 5 996p 5,500円
史料編	近 世 Ⅱ 藩領1	A5 752p 5,000円
	近 世 Ⅲ 藩領2	A5 848p 5,000円
	近代I	A5 866p 5,000円
	近代Ⅱ	A5 938p 5,000円
	現代	A 5 986p 5,500円
	城 郭	B 5 702p 品切
別編	自然	B5 468p 4,000円
	年 表	B5 522p 4,000円

13 図書館協議会

図書館法第14条の規定に基づき、図書館協議会を設置している。

図書館の運営に関する館長からの諮問に対して意見を述べるとともに、必要に応じて調査研究を行う。

小田原市図書館条例 (抜粋)

(図書館協議会)

- 第11条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。
- 第12条 図書館協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第35期小田原市図書館協議会

任 期(令和4年10月1日~令和6年9月30日)

役 職 名	氏 名	区 分	備考
委員長	野口 武悟	学識経験者	専修大学文学部教授
副委員長	大塚 さとみ	学校教育関係者	小田原市学校図書ボランティア
委員	加藤佳代	学校教育関係者	小田原市学校図書館協議会会長 小田原市立報徳小学校長
IJ	馬見塚 昭久	学識経験者	小田原短期大学保育学科准教授
IJ	北河 文子	社会教育の関係者	小田原の図書館を考える会
IJ	松本 尚子	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	小田原市 P T A連絡協議会 早川小学校副会長
IJ	勝川 れい子	市民	公募
II	長谷川 貴幸	市民	公募

※令和4年10月1日現在

14 小田原文学館



文学館本館



文学館別館(白秋童謡館)

(1) 概要

本市の南西部は箱根連山につながる山地、東部は曽我丘陵と呼ばれる丘陵地帯、中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成している。また南部は相模湾に面しており、 北部は遠く丹沢山塊が連なっている。

本市では風光明媚な自然環境と過ごしやすい気候、先人により築かれた長い歴史と伝統・文化の下、北村透谷、尾崎一雄、川崎長太郎、牧野信一などの優れた文学者が輩出し、また、明治から昭和初期にかけては、政財界人や文化人たちの別荘地、あるいは保養の地として、北原白秋、谷崎潤一郎、三好達治など数多くの著名な文学者が滞在した。小田原文学館は、これらの文学者に係る著書、原稿、愛用品等を収集し、整理保存し、及び展示して、市民の教養、調査研究等に資するとともに、この優れた文学的土壌を広く情報発信する場として、数多くの文学者とのゆかりを持つ南町に開館した。

文学館本館、文学館別館(白秋童謡館)及び尾崎一雄邸書斎の三つの建物からなり、文学館本館(管理棟含む)、別館(白秋童謡館)は平成12年9月26日に国登録有形文化財として登録、平成24年10月に歴史的風致形成建造物の指定を受けた。また敷地北半分は都市公園(西海子公園)に指定され、平成19年には日本の歴史公園100選に選ばれた。

(2) 事業内容

ア 文学館本館 平成6年11月23日開館

昭和12年に曾禰達蔵の設計で元宮内大臣田中光顕の別邸として建設された、鉄筋コンクリート造3階建てのスペイン風洋館である。

(7) 常設展示

小田原出身及びゆかりの文学者の関係資料(図書、雑誌、原稿、書簡、遺品類)

a 小田原出身の文学者

北村透谷、牧野信一、尾崎一雄、川崎長太郎、北原武夫、福田正夫、井上康文、 藤田湘子 等

b 小田原ゆかりの文学者

谷崎潤一郎、三好達治、坂口安吾、岸田國士、北條秀司、村井弦斎、小林天外、 斎藤緑雨 等

(4) 企画展示等(令和3年度)

貴重資料特別公開

公開資料	会期	入館者数	会場
北村透谷	11/3~11/23	200 1	本館1階
『楚囚之詩』原本他	11/3 -11/23	388 人	展示室 2
川崎長太郎自筆原稿	1/4-1/20	200 1	本館1階
「独身返上(ローソク)」	1/4~1/30	326 人	展示室 2
水原秋櫻子	9/09 - 4/17	706	本館1階
藤田湘子宛書簡他	3/23~4/17	786 人	展示室 2

イ 文学館別館(白秋童謡館) 平成10年10月1日開館

大正 13 年頃に元宮内大臣田中光顕の別邸として建設された、木造 2 階建ての和風建物である。平成 12 年 9 月 26 日に本館とともに国登録有形文化財として登録された。

我が国最初となるマザーグースの本格的翻訳を含め小田原在住中の白秋が取り分け打ち込んだ童謡創作活動を顕彰するために整備した。

白秋の童謡を映像と音楽で楽しむコーナー、みみずくの家の模型、初版本や直筆原稿、 作品集、マザーグースのコーナーなどを常設している。

ウ 尾崎一雄邸書斎 平成18年4月2日開館

本市出身の小説家であり、本市唯一の文化勲章受章者である尾崎一雄を顕彰するために開館した。

尾崎一雄が昭和22年に、下曽我に建築した「冬眠居」の一部を移築したもので、旧邸の瓦、室内の部材のほとんどを使用して、書斎に関係する部分を復元したものである。

(3) 利用状況(令和3年度)

(単位:人)

区分	一般	小中学生	計
観覧者数	4, 426	83	4, 509

15 条例·規則等

小田原市図書館条例(昭和34年10月5日条例第21号)

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

The property of the property o		
名称	位置	
小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号	
小田原市立小田原駅東口図書館	小田原市栄町一丁目1番15号	

(事業)

- 第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 法第3条各号(小田原市立小田原駅東口図書館(以下「東口図書館」という。) にあっては、第5号を除く。) に掲げる事項に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する施設の目的を達成するために必要な事業 (休館日)
- 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 小田原市立中央図書館 次に掲げる日
 - ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日)
 - イ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日
 - ウ 特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。) が定める日
 - (2) 東口図書館 次に掲げる日
 - ア 1月につき1日を超えない範囲内で教育委員会が定める日
 - イ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日
 - ウ 特別整理期間として7日を超えない範囲内で教育委員会が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(開館時間)

- 第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。
 - (1) 小田原市立中央図書館 午前9時から午後7時まで(日曜日、土曜日及び休日にあっては、午前9時から午後5時まで)
 - (2) 東口図書館 午前9時から午後9時まで(日曜日、土曜日及び休日にあっては、午前9時から午後6時まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(入館の制限)

- **第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (2) 図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第7条 図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第8条 東口図書館の管理は、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第9条 指定管理者が行う東口図書館の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
 - (2) 東口図書館の維持管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者による管理に係る特例)

第10条 前2条の規定により東口図書館の管理の業務を指定管理者が行う場合における東口図書館に係る第4条から第7条までの規定の適用については、第4条第1項第2号中「教育委員会が」とあるのは「第8条に規定する指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、同条第2項及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、「臨時に」とあるのは「教育委員会の承認を得て臨時に」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は次条に規定する指定管理者」とする。

(図書館協議会)

- **第11条** 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。
- 第12条 図書館協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)
- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

小田原市図書館条例施行規則(平成6年7月29日教育委員会規則第8号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市図書館条例 (昭和34年小田原市条例第21号) 第13条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館資料等の貸出し等

(閲覧等の方法)

第2条 図書館資料 (図書館法 (昭和25年法律第118号) 第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。) の閲覧又は視聴は、別に定める手続によるものとする。

(図書資料の複写)

第3条 図書資料(図書、文書、記録、逐次刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。)の複写を希望する者は、別に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。

(貸出しの対象)

第4条 図書館資料及び視聴覚機材(以下「図書館資料等」という。)の貸出しを受けることができるものは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内に事業所等のある団体その他館長が特に適当と認めるものとする。

(貸出券の交付)

第5条 図書館資料等の貸出しを受けようとするものは、別に定めるところにより、貸出券の交付を受けなければならない。

(貸出しの手続)

第6条 前条の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、 貸出券を館長に提示しなければならない。

(届出の義務)

第7条 貸出券の交付を受けたものは、貸出券を紛失し、又は貸出券の記載事項に変更が生じた場合は、 直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

(貸出しの数及び期間等)

第8条 同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間は、次のとおりとする。

	区分	数量	期間
図書資料	図書	10冊以内	14日以内
	紙芝居	6点以内	14日以内
視聴覚資料	16ミリ映画フィルム	4点以内	3日以内
	CD、DVD及びビデオテープ	6点以内	 14日以内
		(うちDVDは3点まで)	
16ミリ映写機	ý v	1点	3日以内

2 前項の規定にかかわらず、団体に同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間については、数量 にあっては100冊を、期間にあっては1か月を上限として、当該団体の性質、貸出しの対象となる図書 館資料等の区分等に応じて館長が別に定める。

(貸出しの制限)

- **第9条** 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 「禁帯出」又は「常置」の表示のあるもの
 - (2) 新聞、官報及び神奈川県公報
 - (3) 逐次刊行物の最新号
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

(貸出しの停止等)

- **第10条** 館長は、図書館資料等の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを一定の期間停止することができる。
 - (1) 貸出期間満了後の督促に応じないとき。
 - (2) 図書館資料等を著しく破損し、汚損し、又は紛失したとき。
 - (3) 事実を偽って貸出券の交付を受けたことが明らかになったとき。
 - (4) 図書館資料等又は貸出券を、無断で他人に譲渡又は貸与したとき。 第3章 自動車文庫による貸出し

(貸出しの対象)

第11条 自動車文庫による図書資料の貸出しを受けることができるものは、市内に事業所等のある団体その他館長が特に適当と認めるもので、別に定めるところにより、登録を受けたものとする。

(貸出数の制限)

- **第12条** 自動車文庫において貸出しできる図書資料の数量及び期間は、館長が特に必要があると認める場合を除き、次のとおりとする。
 - (1) 数量 900冊を限度とし、1回の貸出しは、300冊以内とする。
 - (2) 期間 3月以内

(届出の義務)

第13条 第14条の規定により登録を受けたものは、登録した事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

第4章 集会室等の使用

(使用の手続)

第14条 集会室及び視聴覚ホール(以下「集会室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ 教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の禁止)

- **第15条** 教育委員会は、集会室等を使用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、 使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的とする興行その他これに類する行為をすると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 第5章 雑則

(寄贈等の取扱)

- 第16条 図書館は、図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 寄託を受けた図書その他の資料は、特別の契約のある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いをするものとする。
- 第17条 寄託を受けた図書その他の資料が、災害その他の不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、図書館は損害賠償の責めを負わない。

(実施細目)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

小田原文学館条例(平成6年9月30日条例第22号)

(趣旨)

第1条 この条例は、小田原文学館(以下「文学館」という。)の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小田原市にゆかりのある文学者に係る著書、原稿、愛用品等(以下「文学関係資料」という。) を収集し、整理保存し、及び展示して、市民の教養、調査研究等に資するため、文学館を小田原市南町 二丁目3番4号に設置する。

(観覧料)

- 第3条 文学関係資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。
- 2 前項の観覧料は、観覧の際に徴収する。

(観覧料の減免)

- **第4条** 市長は、特に必要と認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 (観覧料の不還付)
- 第5条 既納の観覧料は、還付しない。

(入館の制限)

- **第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者には、文学館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者
- **第7条** 入館者は、文学館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第3条関係)

	区分	金額(1人につき)
個人	一般	円
		250
	小学生及び中学生	100
団体	一般	180
	小学生及び中学生	70

備考 団体とは、20人以上又は教育委員会が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。

小田原文学館条例施行規則(平成6年11月17日教育委員会規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原文学館条例(平成6年小田原市条例第22号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

- 第2条 小田原文学館(以下「文学館」という。)は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 文学関係資料の展示に関すること。
 - (2) 文学関係資料を収集し、これを整理すること。
 - (3) 文学関係資料の調査及び研究に関すること。
 - (4) 文学関係資料に関する案内書、解説書等の作成に関すること。

(休館日)

- 第3条 文学館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日)
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

- **第4条** 文学館の開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。
 - (1) 3月1日から10月31日まで 午前10時から午後5時まで
 - (2) 前号に掲げる期間以外の期間 午前10時から午後4時30分まで (観覧料の減免)
- **第5条** 条例第4条の規定により観覧料を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 管理上の都合その他の事由により文学館の施設の一部において文学関係資料を観覧することができない場合 教育委員会が定める額の減額
 - (2) 条例別表備考に規定する団体の引率者その他教育委員会が特に必要と認める者が、文学関係資料を観覧する場合 免除
- 2 観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、小田原文学館観覧料免除申請書(様式第1号)により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、その適否を決定し、小田原文学館観覧料免除 決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(入館者の遵守事項)

- 第6条 入館者は、文学館内において次の事項を守らなければならない。
 - (1) 施設又は展示品をき損するおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
 - (3) 特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた設備を移動しないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上必要と認めて文学館内に掲示した事項 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

小田原市図書館資料の貸出券の交付等に関する要綱(平成18年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市図書館条例施行規則(平成6年小田原市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)の規定に基づき、図書館資料の閲覧等の手続、貸出券の交付及び自動車文庫の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の手続)

- 第2条 小田原市立中央図書館の視聴覚資料の視聴は、申込むものとする。 (登出券)
- **第3条** 規則第5条の貸出券は、小田原市図書館等利用カード(様式第2号。以下「利用者カード」という。)及び16ミリフィルム・機材貸出券(様式第3号)とし、貸出しを受けることができる図書館資料は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 利用者カード 16ミリ映画フィルム及び16ミリ映写機を除く図書館資料並びに視聴覚機材
 - (2) 16ミリフィルム・機材貸出券 16ミリ映画フィルム及び16ミリ映写機 (対象者)
- **第4条** 規則第4条の貸出券の交付を受けることができる者は、別表に定めるとおりとする。 (交付申込)
- **第5条** 規則第5条の貸出券の交付を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる 書類に別表に定める書類を提示又は添付して館長に提出しなければならない。
 - (1) 個人利用 利用者カード申込書 (様式第4号)
 - (2) 団体利用 団体登録申請書 (様式第5号)
 - (3) 16ミリフィルム・機材利用 16ミリフィルム・機材貸出券申込書 (様式第6号) (交付)
- 第6条 館長は、前条の申込書が提出された場合において、記載内容が事実に相違なく、かつ第4条の要件に該当しているときは、前条第1号及び第2号については第3条第1号の利用者カードを、前条第3号については第3条第2号の16ミリフィルム・機材貸出券を申込者に1枚交付するものとする。(再交付)
- **第7条** 規則第7条により貸出券の再交付を受けようとする者は、利用者カード再交付願(様式第7号) を提出するものとする。
- 2 再交付を受けようとする者は、実費相当額として100円を負担するものとする。
- 3 前項に係る実費相当額は、次の各号のいずれかに該当するときは、無料とすることができる。
 - (1) 団体利用者
 - (2) 貸出券が劣化した場合
 - (3) 災害により滅失した場合
 - (4) 盗難による場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が認める場合

(有効期間)

- 第8条 貸出券は、次の各号のいずれかに該当しない限り有効とする。
 - (1) 最終返却日から3年経過するまでの間、一度も使用がないとき。
 - (2) 規則第10条に規定する貸出しの停止処分がなされたとき。

(自動車文庫の貸出登録)

第9条 規則第11条に定める登録を受けようとするものは、自動車文庫登録申込書(様式第9号)を 館長に提出し、その承認を得なければならない。

(登録の承認)

第10条 館長は、前条の申込書が提出された場合において、記載内容が事実に相違ないと認めた場合

は、自動車文庫登録台帳に登録するとともに、申込者に自動車文庫登録承認書(様式第10号)を発 行するものとする。

(登録の有効期間)

- 第11条 前条の登録は、自動車文庫登録廃止届(様式第11号)の提出がない限り有効とする。 (登録事項の変更届)
- **第12条** 規則第7条による変更届については、次の各号による届書に別表に定める書類を提出するものとする。
 - (1) 第5条第1号による申請の変更届の場合は、利用者カード申込書(様式第4号)
 - (2) 第5条第2号による申請の変更届の場合は、団体登録申請事項変更届(様式第12号)
- (3) 第5条第3号による申請の変更届の場合は、16ミリフィルム・機材貸出券申込事項変更届 (様式第13号)

別表(第4条、第5条関係)

	対象者	提示書類又は提出書類等		
利用者カード	市内等居住者 個 人 利	1 運転免許証、健康保険証、身体障害 者手帳、学生証その他の住所及び氏名 を確認することができる書類 2 義務教育終了前の者は保護者の署名 又は利用者カード交付同意書(様式第 14号)		
	1 市内の事業所等に通勤する者	住所及び氏名並びに勤務先又は通学先を 確認することができる書類		
	団公立施設等	団体登録申請書に施設長の公印を押印		
	体 上記以外の団体 利 用	団体登録申請書に代表者印の押印のほ か、団体の規約、名簿等館長が必要と認め るもの		
	上記に掲げる者以外の者で館長が特に認める もの	館長が別に定める書類		
16ミリフィルム・機材	市内に事業所等を有し、16ミリ映写機操作 技術認定証を保持する者を取扱責任者とする ことができる団体	16ミリ映写機操作技術認定証		
	上記に掲げる者以外の者で館長が特に認める もの	館長が別に定める書類		

備考 この表において「市内等居住者」とは、県西地域広域市町村圏 (2市8町) 及び二宮町に居住する者をいう。

小田原市電子図書館の利用に関する要綱(令和4年8月30日)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、小田原市図書館条例施行規則(平成6年小田原市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、図書館利用者に対するサービスの拡大及び向上を図るための小田原市電子図書館(以下「電子図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。(電子図書館の利用ができる者)
- 第2条 電子図書館の利用ができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第5条の規定により貸出券の交付を受けた者で、市内に居住又は住所を有するもの
 - (2) 規則第5条の規定により貸出券の交付を受けた者で、市内に在勤し、又は在学するもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、館長が特に認めた者

(利用方法)

第3条 電子図書館の利用は、インターネットにより行うものとする。

(利用の手続)

第4条 館長は、第2条に規定する者に対し、電子図書館を利用するための利用者 I D及びパスワードを交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

- **第5条** 利用者は、善良な注意をもって電子図書館を利用し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者 I D及びパスワードを適切に管理し、みだりに他人に漏らさないこと。
 - (2) 利用者 I D及びパスワードを他人に使用させないこと。

(利用の停止等)

- **第6条** 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。
 - (1) 不正な手続により電子図書館を利用したとき。
 - (2) 電子図書館の利用に係る設備又はデータを損傷したとき。
 - (3) 利用者 I D及びパスワードを他人に漏らし、小田原市に損害を与えたとき。
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、電子図書館の利用が適当でないと館長が認めるとき。

(利用資格の喪失)

第7条 利用者が第2条に規定する者に該当しなくなったときは、館長は、速やかに利用停止等の必要な措置を行うものとする。

(貸出しの点数及び期間)

- **第8条** 同時に貸出しを受けることのできる電子書籍は、利用者につき3点を限度とし、その貸出期間は2週間とする。
- 2 貸出期間の延長は1点につき1度まで可能とし、その延長期間は2週間とする。ただし、延長の申 し出は貸出期間内に行うものとし、すでに予約の登録があった場合は延長できないものとする。 (返納)
- **第9条** 貸出しをされた電子書籍は、その貸出期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。 (予約)
- 第10条 同時に予約を受けることのできる電子書籍は、利用者につき3点を限度とし、その取置期間は利用可能となった日から1週間とする。

(利用の休止)

- **第11条** 館長は、必要があると認めるときは、電子書籍の利用の全部又は一部を休止することができる。 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

16 図書館関係法令等

図書館法(昭和25年4月30日 法律第118号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条 の法人が設置するもの (学校に附属する図書館又は図書室を除く。) をいう。
- 2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

- 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、 及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなけれ ばならない。
 - 1. 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、 視聴覚教育の資料その他必要な資料 (「電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。) を収集し、一般公衆の利用に供すること。
 - 2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 3. 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
 - 4. 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館 又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
 - 5. 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
 - 6. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
 - 7. 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
 - 8. 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 9. 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

- 第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。
- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。
 - 1. 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - 2. 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

- 3. 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当 するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 1. 司書の資格を有する者
- 2. 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第九十条第一項 の規定により大学に入学すること のできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

- 第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。 ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために 必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあっては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

- **第9条** 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。
- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

- 第11条 削除
- 第12条 削除

(職員)

- 第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあっては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。 (図書館協議会)
- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長)が任命する。
- 第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。 この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。 (入館料等)
- 第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

- 第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備 に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第21条 削除
- 第22条 削除
- **第23条** 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。
 - 1. 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
 - 2. 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
 - 3. 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。 第三章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

- 第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。
- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、 補助金を交付してはならない。 **第27条** 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、 援助を与えることができる。

(入館料等)

- 第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。 (図書館同種施設)
- 第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。
- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の 責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に 資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、 感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上 で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所に おいて自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなけれ ばならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に 関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

- **第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。
- **第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

- 第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。 (子ども読書活動推進基本計画)
- **第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進計画等)
- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定する

よう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策 定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- **第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも 重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の 保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、 それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

- 2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会 的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任 を負う機関である。
- 3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- 4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」 の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならな い。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要で ある。
- 5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。

外国人も、その権利は保障される。

6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

- 1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
- 2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- 3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、 時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
- 2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
- 3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる 豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。 図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に
- 4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

供する。

- 1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を 外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄 に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

- 2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、 これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- 3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制においることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このた

- めには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
- 2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
- 3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
- 4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

小田原市の概要

```
1 面積 113.60 km 2 人口 187,510 人 3 世帯数 83,180 世帯
```

4 学校数

幼 稚 園 (公立 6・私立 10) 16園 小 学 校 26 校 (公立 25・私立 1) 中学校 13 校 (公立 11・私立 2) 7校 (公立 4・私立 3) 高等学校 短期大学 1 校 (私立 1) 大 学 1 校 (私立 1)

※総務課発行 令和4年度版小田原市ミニ統計より

図 書館 概 況

(令和4年度版)

令和 4年 10月 発行

編集•発行:小田原市文化部図書館

小田原市南鴨宮1-5-30

Tel (0465)49-7800

(小田原市立中央図書館(かもめ))